

件名 ネブラスカ州における新型コロナウイルスに関連した健康措置命令の延長について

ポイント

4月24日(金)、ネブラスカ州居住者に対して既に発令されている健康措置命令を、5月4日以降は19の地区保険局ごとに異なる内容としつつ、5月31日まで延長することが発表されました。5月4日以降の命令については、お住まいの地区保険局のものをご確認いただきますようご注意ください。状況によってはその後も継続する可能性があります。

5月4日以降の命令が従来の法執行措置を踏襲する場合、この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

本文

4月24日(金)、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ネブラスカ州居住者に対して既に発令されている健康措置命令を5月3日までとし、5月4日以降は19の地区保険局ごとに健康措置命令を分け、保険局ごとに調整された内容としつつ、5月31日まで延長することがリケッツ州知事の記者会見で発表されました。5月4日以降の命令については、お住まいの地区保険局のものをご確認いただきますようご注意ください。状況によってはその後も継続する可能性があります。

(地区保健局の管轄区域及び連絡先はこちらをご覧ください：
http://dhhs.ne.gov/CHPM%20Maps/NE_Health_Dept_Map_Dec_2016.pdf、
<http://dhhs.ne.gov/CHPM%20Documents/contacts.pdf>)

ただし、5月4日から有効となる命令において、州全体に共通する変更点として以下の2点が発表されています。

- ・一定の要件を満たす医療機関で Elective Surgeries を可能にする。
- ・一定の条件の下、教会等の宗教施設で11人以上が集まることを可能にする。

また、以下の10地区では、定員の半分までの人数を上限とし、テーブルごとの距離を6フィート以上離すこと等を条件に、レストラン内での食事を可能にすることや美容院、理髪店等の条件付き再開、保育所の預かり人数緩和等も発表されました。

(対象となる地区: Douglas County, Sarpy Cass, East Central, Four Corners, Loup Basin, North Central, Northeast Nebraska, Panhandle, Southeast, Southwest Nebraska)

5月4日以降の命令が従来の法執行措置を踏襲する場合、この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

【参考:既に発令されている命令の概要(5月3日まで有効)】

1 11人以上の集まり原則禁止

一部の例外を除き、一部屋又は一か所での11人以上の集まりは禁止されます。また、例外となる場合も適切な防疫措置が求められます。

禁止される集まりの例:教会, ジム, 図書館, 結婚式, 葬儀等

例外とされる集まりの例:空港, 駅, 医療施設, ショッピングモール, オフィス, 工場, スーパー, 薬局, ガソリンスタンド等

2 緊急でない外科手術, 歯の治療等の原則禁止

緊急でないものの, 患者の生命や身体的健康にかかわるものは医師のケースバイケースの判断によります。

3 自主検疫措置

コロナウイルスの検査で陽性となった個人または 38℃以上の高熱, 突然の咳や呼吸困難等の症状を持つ個人等は医療施設で検疫措置を取られていないかぎり, 14 日以上の自主検疫措置を取ることが求められます。また, 自主検疫措置中の家族と同居している場合, その家族にも自主検疫が求められ, その期間は細かく規定されています。

4 小中学校の休校(当面5月31日までの措置)

5 美容室, ネイルサロン, 映画館や劇場等の閉鎖(当面4月30日までの措置)

6 クラブスポーツ等の組織されたチームスポーツの活動停止(当面5月31日までの措置)

健康措置命令の詳細については, 以下を参照願います。

<https://governor.nebraska.gov/press/gov-ricketts-adds-additional-businesses-state%E2%80%99s-directed-health-measure>

<https://www.dropbox.com/s/xh4pyr4w56g3tdh/DHM%204.9.2020.pdf?dl=0>

スーパーや薬局, ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。

なお, 一部の郡では地域の保健当局から追加的措置が定められていますので, 該当する地域にお住まいの方はご注意ください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応)(注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注)コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。